第四期特定健康診査等実施計画

玩具人形健康保険組合

最終更新日：令和 8 年 03 月 24 日

特定健康診査等実施計画　(令和6年度～令和11年度)

背景・現状・基本的な考え方　【第3期データヘルス計画書　STEP2から自動反映】			
No.1	特定健康診査の実施率が低い。	→	事業主・健康管理委員の理解を深めると共に被保険者及び被扶養者の意識を高め“職場の仲間とその家族の健康形成”を進める。 被扶養者の未受診者に対して自宅へダイレクトメールを送り、健診の重要性をアピールする。
No.2	特定保健指導の実施率が低い。	→	事業主・健康管理委員の理解を深めると共に被保険者及び被扶養者の意識を高め“職場の仲間とその家族の健康形成”を進める。 複数の委託先から選択できる（ICT含む）の保健指導により実施する機会を増やす。 未実施者に対し再通知し実施率向上に努める。
No.3	「受診勧奨基準値以上の者」の割合が高い。	→	「血圧」「血糖」「脂質」について、早期治療のため重症化予防事業を通じて受診勧奨を実施する。 対象者に自らのリスクを正しく認識させることを検討する。
No.4	レセプト無し、血圧やHbA1c が受診勧奨基準値以上の者が存在する。	→	健診結果データを活用し、早期治療必要者と治療段階前者（予備群）へ特定保健指導の利用の推進等により積極的なアプローチを行うことを検討する。
No.5	後発医薬品の利用促進。	→	ジェネリック医薬品がある先発医薬品を服薬している方を対象に差額通知や案内を送り、医療費の抑制に協力を求める。
No.6	前期高齢者の医療費が高い。	→	前期高齢者に対して電話保健指導を行い医療費の節減に努める。
No.7	喫煙者を減らしたい。	→	受動喫煙を含め喫煙は、がんや生活習慣病など多くの疾病のリスクを高めることがあるので、禁煙支援をすることにより健康リスクを減らしたい。
No.8	メンタル系疾患の有病者数を減らしたい。	→	電話及びウェブでのメンタルヘルス・健康相談を利用してもらい「心の健康」を維持してもらう。
No.9	加入者の保健事業への理解。	→	機関誌等の発送や事務講習会等の開催により周知と理解を得る。
No.10	年々増え続けている内臓脂肪症候群該当者の割合を減らしたい。	→	特定保健指導の実施率を高め、体育奨励事業を通じて、普段の運動習慣を定着させたい。
No.11	医療費が高い。	→	保健指導宣伝や疾病予防事業を通じて医療費適正化を図りたい。
No.12	咀嚼に関して「かみにくい」「ほとんどかねない」方がいる。	→	歯科健診事業を通じて改善。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
特定健康診査実施率	計画値※1	全体	6,606／8,110＝81.5％	6,732／8,182＝82.3％	6,798／8,209＝82.8％	6,871／8,225＝83.5％	7,001／8,290＝84.5％	7,086／8,337＝85.0％
		被保険者	5,837／6,507＝89.7％	5,960／6,586＝90.5％	6,023／6,627＝90.9％	6,085／6,646＝91.6％	6,209／6,719＝92.4％	6,289／6,774＝92.8％
		被扶養者 ※3	769／1,603＝48.0％	772／1,596＝48.4％	775／1,582＝49.0％	786／1,579＝49.8％	792／1,571＝50.4％	797／1,563＝51.0％
	実績値※1	全体	6,135／7,468＝82.2％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被保険者	5,423／6,039＝89.8％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		被扶養者 ※3	712／1,429＝49.8％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
特定保健指導実施率	計画値※2	全体	110／1,100＝10.0％	152／1,089＝14.0％	194／1,078＝18.0％	235／1,067＝22.0％	275／1,056＝26.0％	314／1,045＝30.0％
		動機付け支援	71／495＝14.3％	99／490＝20.2％	126／485＝26.0％	153／480＝31.9％	179／475＝37.7％	204／470＝43.4％
		積極的支援	39／605＝6.4％	53／599＝8.8％	68／593＝11.5％	82／587＝14.0％	96／581＝16.5％	110／575＝19.1％
	実績値※2	全体	91／1,167＝7.8％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		動機付け支援	58／552＝10.5％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％
		積極的支援	33／615＝5.4％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％	-／-＝-％

※1）特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）
※2）特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）
※3）特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

特定健康診査等の実施方法

特定健康診査：契約健診機関の施設又は巡回健診で実施（年度内1回に限り）
　　ただし、契約健診機関等で実施できない場合、契約外の健診機関等で実施
特定保健指導：被保険者は事業所を通じ、被扶養者は自宅宛へ受診案内を発送し実施

※特定健診・特定保健指導の事業計画の欄に、第3期データヘルス計画書STEP3 から自動反映されている場合は任意

個人情報の保護

玩具人形健康保険組合は、加入者個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を適切に保護する観点から、以下の方針で個人情報を取り扱います。
1.個人情報の保護について、関係する法令、通知及び規程等を遵守します。
2. 取得した個人情報については、適切な安全措置を講じることにより、漏えい、紛失、き損又は個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
3. 個人情報は、加入者の健康の保持・増進など加入者にとって有益と思われる目的のためにのみ使用します。また、個人番号については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下番号法という。）で定められた利用範囲において特定した利用目的でのみ利用します。
4.個人情報は利用目的の範囲内でのみ使用し、あらかじめ加入者の同意を得ている場合及び利用目的を遂行するために業務を委託する場合を除き、第三者に提供しません。また、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、本人の同意の有無にかかわらず、番号法に定める場合を除き、提供致しません。ただし、特定個人情報でない個人情報について、次の各号に該当する場合は、加入者の事前の同意を得ることなく、加入者の個人情報を第三者に提供することがあります。
(1) 法令の定めに基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要であって、加入者の同意を得ることが困難である場合
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、加入者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

5.個人情報取扱責任者を選任するとともに、職員に対し個人情報保護に関する教育啓蒙活動を実施し、個人情報の適切な管理に努めます。
6.業務委託する場合については、より個人情報の保護に配慮したものとし、業務委託契約を締結する際には、業務委託の相手としての適格性を十分審査するとともに、　委託先の適正な管理及び監督を行います。
7.加入者が、自己の個人情報の開示、照会、修正、削除等を希望される場合、関係法令及び関係規程等により適正に対応します。
8.本基本方針の内容は継続的に見直し、常に最善となるよう努めていきます。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

保健事業の目的や内容が加入者、事業主等の関係者に理解され、事業の実効性が高まるように、ホームページや広報誌等で公表され、関係者への周知が図られることになっています。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）

本計画については、毎年実績に基づき評価し、必要がある場合には見直すこととする。